

# こども誰でも通園制度（仮称） について



令和6年3月

札幌市子ども未来局子育て支援課

## こども誰でも通園制度（仮称）とは（「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）から抜粋）

0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。こうした中、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を創設する。



# こども誰でも通園制度（仮称）の意義（国の検討会中間とりまとめ（※）より抜粋）

## 1 基本的な考え方

一時預かり事業のように、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や、保護者の負担軽減のため、一時的に預かることが望ましいと思われる乳幼児を対象に、一時的に預かり必要な保護を行う、いわば「保護者の立場からの必要性」に対応するものとは異なり、こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としているものである。

## 2 こどもの成長の観点からの意義

- 在宅での子育て世帯のこどもも、家庭とは異なる環境で、新しい経験や地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られること。
- こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で、同じ年頃のこども達がふれ合いながら、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味が広がり、成長していくことができること。
- 保護者が「家族以外の人自分たちを気にかけている」と実感できることは、こどもへの接し方が変わるきっかけとなったり、新たな気づきを得たりすることで、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも良い効果があること。

※「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」における 中間取りまとめについて（令和5年12月）

## こども誰でも通園制度（仮称）の意義（国の検討会中間とりまとめより抜粋）

### 3 保護者にとっての意義

- 在宅で子育てをする世帯の保護者は、孤立感や不安感を抱えていることも多く、こうした保護者にとって、こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人との関わりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながる。また、こどもと離れ自分のための時間を過ごすことで、負担軽減にもつながる。
- 保育者からこどもの出来ていることを伝えてもらうことで、自信が回復することや、実際に目の前で育児方法の模範を見ることで、こどもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えることができ、保護者自身が親として成長していくことにつながる。

### 4 保育者にとっての意義

- これまで関わることの少なかったこどもや家庭と関わることで、専門性をより地域に広く発揮できる。  
家庭だけでは気がつかないことを伝えたり、育児負担や孤立感・不安感の解消につなげていくなど、在宅で子育てをする保護者に対しても専門性を発揮することができる。
- 一方で、職員体制等のマネジメント、リスク管理、従事者間の適切な情報共有などが重要となることや、こどもを理解するには一定の時間がかかるため、こどもの特性等を把握するアセスメント力が求められること等に留意が必要である。

# こども誰でも通園制度（仮称）の意義（国の検討会中間とりまとめより抜粋）

## 5 現行の各制度と比較した場合の意義

- 現行の「子どものための教育・保育給付」では、就労等の保育の必要性がある者を対象としている中、本制度では、就労要件を問わず在宅で子育てする保護者のこどもを含めた保育所等に通っていないこどもが利用できる。
- 現在の「一時預かり」は「事業」である一方で、本制度は「給付制度」とすることで、一定の権利性が生じることや、全国どの自治体でも共通で実施することで制度利用のアクセスを向上させる意義がある。
- 本制度では、認定の申請の有無や利用の頻度などを自治体が把握することができるため、支援が必要な家庭の把握などにつなげていくことができる。

## 6 人口減少社会における保育所等の多機能化の観点

地域の中で、こどもが集まる場は賑わいの中心になり得る点で、地域の活力の源である。

保育の場は、保育の必要性のあるこどもに対して保育を行う場であるが、それだけでなく、地域に暮らす全てのこども達の育ちの拠点として取組を広げている園も多い。人口減少が進む今後は、保育所等は、より一層、地域の子育て家庭のよりどころとして、地域のこどもの育ちの拠点になっていくことが期待される。

# こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業について （国の実施要綱の概要）

## 1 事業の実施主体

実施主体は市町村とし、適切に事業を実施できると認めた者に委託等を行うことができる。

## 2 利用方法や実施方法

### 対象となる子ども

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満  
（認可外保育施設利用児は対象、企業主導型保育事業所利用児は対象外）

### 実施場所

保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等

### 実施方法等

- ☞ 一人当たり「月10時間」を上限として実施する。
- ☞ 事業所の開所日数に関しては、ニーズや受入体制を鑑み適切に設定する。
- ☞ 親子通園は、慣れるまで時間がかかるこどもへの対応として有効であり、事前面談の代わりにもなるという観点からも可能。
- ☞ 事業所は、利用可能枠の範囲において利用の申し込みがあった場合には、受け入れをしなければならない。（正当な理由により事業の提供が困難である場合は、その具体的理由とともに市町村に報告）
- ☞ 対象となるこどもを養育する保護者に対して必要に応じて面談や子育てのアドバイスを行うほか、実際に目の前で育児の様子をみってもらう機会を設ける。
- ☞ 事業所が、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、市町村に報告するとともに、市町村と協力し、関係機関との連携に努めること。

# こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業について （国の実施要綱の概要）

## 3 職員の配置基準

一時預かり事業一般型、余裕活用型の基準（0歳 3：1、1・2歳 6：1）

## 4 委託等や保護者負担

### 委託料等

こども一人1時間あたり850円を基本とし、障害児を受け入れる場合には400円を加算することを基本とする。

当日キャンセルについては委託料等の支払いの対象とすることも可能。この場合は、キャンセルした利用者については、利用があったものとして処理。

### 保護者負担

こども一人1時間あたり300円程度を標準とし、各事業所において設定。

## 5 検証・その他留意事項等

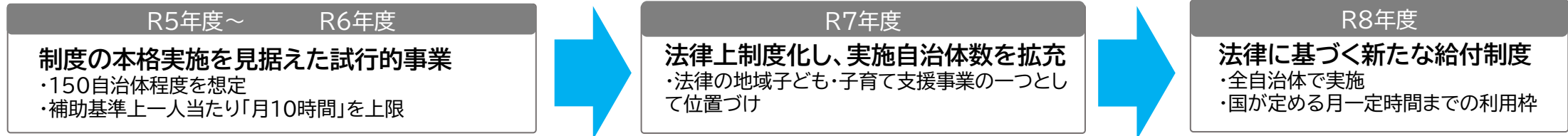
**検証** 事業所は、事業の利用状況、効果や課題、利用者や保育者の声などについて情報収集を行う。

- ☞ 給食等の提供については事業所の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意すること。
- ☞ 利用当日に通園がない場合には、対象児童状況の確認をすること。特に要支援家庭の児童の利用がない場合は、関係機関と状況共有し適切に対応すること。
- ☞ 要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。

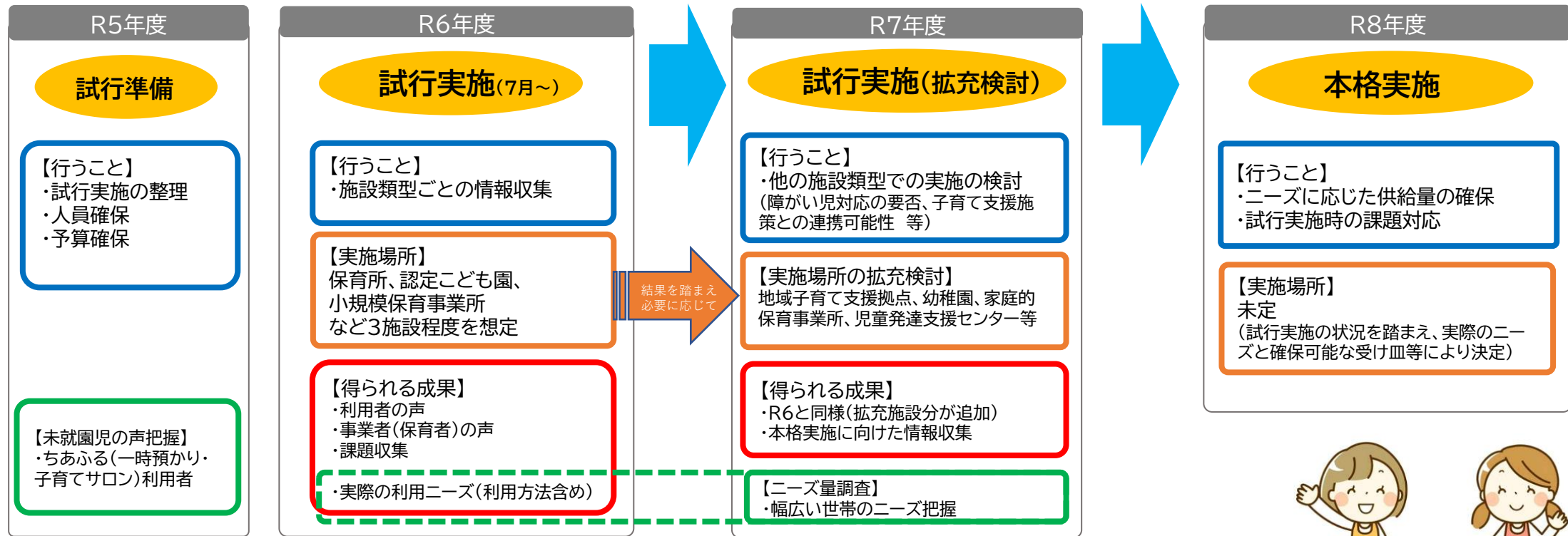


# 本格実施を見据えた試行的事業の札幌市の想定スケジュール

## 国の動向 ※子ども未来戦略案



## 札幌市の本格実施までの想定スケジュール



## R6年度(試行事業開始まで)の想定スケジュール

